

令和4年度 第1回久留米市有線放送運営委員会

日時：令和4年10月26日（水）

15時30分～

場所：田主丸保健センター

多目的室1

次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 委員長及び副委員長選出

4 報告事項

（1）有線放送事業の概要について

（2）放送設備の管理瑕疵に起因する事故について

（3）事業廃止に伴う取り組みについて

5 協議事項

事業廃止に伴う放送設備の処分について

6 その他

7 閉 会

久留米市有線放送運営委員会 委員名簿

氏名	所属団体名	役職名等	備考
大熊 博文	久留米市議会	議員	
古賀 としかず	久留米市議会	議員	
小林 整子	田主丸町商工会	女性部長	
行徳 安年	にじ農業協同組合	総務企画部部長	
吉岡 秀蔵	田主丸地域の 地域コミュニティ組織	竹野校区まちづくり 振興会会長	
中野 君子		水縄校区まちづくり 振興会副会長	
石井 美保		田主丸校区まちづくり 振興会役員	
横溝 公子	田主丸町地域婦人会 連絡協議会	会 員	
竹上 愛子		会 員	
小西 裕也	久留米市消防団 田主丸支団	班 長	
安元 正勝	浮羽消防署	署 長	

※任期2年間(令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)

4 報告事項

(1) 有線放送事業の概要について

○施設の概要

本部放送室	総合支所 2 階 (放送室 11.39 m ² ・事務室 10.35 m ²)
放送本部施設	朝日無線 特注品
農協放送施設	中継放送器：東亜特殊電気 SV-3100SE 型 (特注品) 7 校区選択機能付
自治会放送施設	中継放送器：103 台 (40W：1 台、30W：91 台、60W：11 台)
電柱	専用柱：2,434 本 (鋼管柱：1,596 本、木柱：838 本) 共架：1,814 本 (九電柱：1,324 本、NTT 柱：490 本)
有線ケーブル	165,727m (幹線：30,245m その他：135,482m)
宅内スピーカー	約 7,000 台 (小・中学校、校区コミセン、自治会未加入世帯、空き家等を含む)

○放送時間等

総合支所放送 (録音放送)	朝	7 時 20 分	○主管放送 (市の行政情報) ○委託放送 (うきは警察署、浮羽消防署、 校区まちづくり振興会、地域婦人会、 老人クラブ等)
	夜	18 時 30 分 (冬期) 19 時 30 分 (夏期)	
広告放送	昼	12 時 30 分	○商店等依頼放送 手数料：市内 1,040 円/回 市外 2,080 円/回
農協放送 (録音放送)	朝	7 時 45 分 (冬期) 6 時 45 分 (夏期)	○農事指導、行事等のお知らせ
	昼	12 時 20 分	
	夜	18 時 45 分 (冬期) 19 時 45 分 (夏期)	
自治会放送	上記時間以外に随時放送		○自治会の行事等のお知らせ
臨時放送	天候により行事の日時等が変更になった場合や、非常災害、緊急事項の連絡など		
使用時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期 (4 月 1 日から 9 月 30 日まで) 午前 6 時から午後 10 時まで ・冬期 (10 月 1 日から 3 月 31 日まで) 午前 6 時から午後 9 時まで (ただし、非常災害その他緊急事項の連絡などは除く。)		

○放送回数

単位：回

年度		R 2	R 3	R 4
総合支所	定時放送	1,556	1,254	681
	主管放送	674	488	284
	委託放送	882	766	397
	広告放送	338	269	114
	町内	335	269	150
	町外	3	0	0
	臨時放送	71	22	29
	災害	31	14	4
	イベント等 (中止・延期)	5	1	12
	緊急を要するもの	35	7	13
	小 計	1,965	1,545	860
農 協	234	112	107	
合 計	2,199	1,657	931	

※R4.9月末時点

○苦情相談件数

スピーカーの設置依頼や電柱・ケーブルの撤去依頼などの相談のほか、災害や有線放送設備老朽化による設備の不具合に対する苦情や相談がある。勤務時間内の対応はもちろんのこと、夜の定時放送後に雑音が止まらない場合など不具合への夜間対応も発生している。

単位：件

年度	R 2	R 3	R 4
受付件数	607	575	301

※R4.9月末時点

○予算運用状況

歳入

単位：千円

科目	R 2 決算	R 3 決算	R 4 予算	R 4 上半期 収入済額	内 訳
施設使用料	—	45	60	0	○有線放送柱に係る使用料
有線放送 手数料	355	269	418	119	○広告放送手数料
支障移転 費用	223	0	0	0	○国県道改修工事等に係る 有線放送移転補償費
有線放送 施設使用料	1,500	1,500	1,500	0	○にじ農業協同組合 有線放送施設使用料
計	2,078	1,814	1,978	119	

歳出

単位：千円

科目	R 2 決算	R 3 決算	R 4 予算	R 4 上半期 支出済額	内 訳
報酬	127	90	159	0	○有線放送運営委員会 委員報酬
需用費	350	63	85	0	○消耗品費 ○光熱水費
役務費	0	130	103	39	○ホームルーター初期設置費、 通信費 ○共架申請調査手数料
委託料	11,503	11,243	10,752	2,664	○アナウンス業務委託 ○施設保守業務委託 ○災害情報等端末活用講座委託 ○施設撤去業務委託
使用料及び 賃借料	1,476	1,480	1,515	1,302	○九州電力共架料 ○N T T柱添架料 ○浮羽工業高校敷地使用料
計	13,456	13,006	12,614	4,005	

(2) 放送設備の管理瑕疵に起因する事故について

令和4年7月に、放送設備に起因する事故が発生し、車両2台への損害が生じました。事故の原因は、強風により老朽化した留め金具が電線（引込線）ごと外れて落下し、車両を損傷させたものです。

過失割合は市が100%で、被害者と和解した上で、市加入の全国市長会市民総合賠償補償保険により速やかに損害を賠償いたしました。

なお、本件につきまして、本来は市議会の議決事件ですが、緊急を要するため専決処分を行った上で市議会9月定例会にて報告を行っております。

今後も放送設備の老朽化が進む中、保守点検作業時の確認を徹底するとともに、電線の垂れ下がり等を発見した際には速やかな対応を行ってまいります。

(3) 事業廃止に伴う取り組みについて

①スマホ活用講座の開催状況について

災害時などの緊急情報をはじめとする行政情報の取得、及び地域での連絡手段として活用していただくための、スマホ活用講座を昨年度から開催しています。

LINE（ライン）の操作方法を中心とした、スマートフォン初心者向けの講座内容で、本年度も継続して開催しています。

令和3年度【実績】 全10回（1回完結型）

会 場：各校区コミュニティセンター

対 象 者：田主丸地域の校区コミュニティ組織や自治会の役員等（延べ73名）

令和4年度【予定】 全20回（1回完結型）

会 場：各校区コミュニティセンター、老人福祉センターなど

対 象 者：田主丸地域住民で、LINE（ライン）を活用して情報取得、情報共有等を学びたい方

実施状況：4回実施、延べ24名（R4.9月末時点）

◇参加者の声

- ・スマホ操作の基本的なことが理解できた。
- ・スマホは難しいと思っていたが、LINE（ライン）等は簡単にできると思った。
- ・LINE（ライン）全般の説明があつてよかった。
- ・友だち追加、削除の方法が分かるようになった。
- ・市公式LINE（ライン）を登録し、行政情報を得られるようになってよかった。
- ・LINE（ライン）グループの作成や活用方法を学んだので、情報共有や連絡手段として役立てたい。

② 今後のスケジュールについて

○事業の終期

令和4年度末 総合支所放送（主管・委託・広告放送）を終了〔一部放送の終了〕

令和5年度末 自治会放送、農協放送を終了〔全放送の終了〕

令和6年度～ 放送施設撤去（複数年）、自治会への一部放送設備譲渡

○主なスケジュール

事業の廃止に向けた主なスケジュールは、下表のとおりです。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度～
(1) 放送継続希望自治会の確定	←→		
(2) 放送依頼団体等への通知	←→		
(3) 撤去計画の策定	←→		
(4) 関係機関との調整、協議	←→	←→	
(5) 事業関連法規の廃止		←→	
(6) 放送施設の一部譲渡			▲
(7) 放送施設の撤去開始（複数年）			←→

5 協議事項

事業廃止に伴う放送設備の処分について

①自治会放送の継続意向調査結果及び放送設備の譲渡について

令和5年度末の市の事業終了後、自主運営による自治会放送の継続を希望するか否か、令和2年度から引き続き自治会への意向調査を実施した結果、現時点で高木自治会（水分校区）、平木自治会（柴刈校区）の2自治会のみが継続を希望しています。

今後のスケジュールの関係上、自治会への意向調査はこれで終了し、今後、他自治会の継続希望への変更は認めないところで考えております。

また、継続希望の2自治会への放送設備の譲渡は有償が原則ですが、自治会内での公共的利用に供することから、今後、議会の議決をもって無償で譲渡する方向で関係部局等と協議・調整を行ってまいります。（下記注釈参照）

なお、譲渡後の維持管理や諸手続き、将来的な撤去等に係る一切の費用については、放送設備の所有者であり、放送事業の運営主体でもある各自治会の負担となります。

【継続意向調査結果】

校区名	船越	水分	柴刈	川会	竹野	水縄	田主丸	合計
全自治会数	11	13	15	20	8	8	39	114
継続自治会数	0	1	1	0	0	0	0	2

※R4.9月末時点

(注) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

②自治会管理の防犯灯が設置された有線放送専用柱について

自治会管理の防犯灯が設置されている有線放送柱について、事業終了後も自治会の防犯灯専用柱として残置を希望するか否か、自治会への調査を実施した結果、現時点での残置希望状況は以下のとおりです。

有線放送柱の譲渡については、前項の継続自治会と同様の手続きによって行うところで考えております。

なお、譲渡後の維持管理や諸手続き、将来的な撤去等に係る一切の費用については、有線放送柱の所有者である各自治会の負担となります。

【残置希望状況】

校区名	船越	水分	柴刈	川会	竹野	水縄	田主丸	合計
希望数(本)	27	7	52	27	71	48	27	259

※高木自治会、平木自治会の有線放送柱は除く。